

令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業実施要領

第 1 目的

SDGs が世界的に浸透し、国内外で持続可能な食料システムの構築が急務となり、農林水産省は、持続可能な食料システムの構築にむけて令和 3 年度に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050 年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積割合を 25% (100 万 ha) に拡大する目標を掲げた。

そのため、愛媛県でも農業生産に由来、する環境への負荷低減及び安全かつ良質な農産物の需要拡大に対応するため、「愛媛県みどりの食料システム基本計画」を令和 4 年度末に策定し、有機農業の取組面積の拡大等に関する数値目標を定めた。

そこで、省力化となり面積拡大に資する農業機械の導入支援により、有機農業の面積拡大を図る。

第 2 事業主体等

事業主体、事業実施主体、事業内容、補助率及び採択要件は別表のとおりとする。

第 3 事業実施計画の承認申請

事業主体がこの事業を実施しようとするときは、令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業実施計画承認申請書（様式 1 号）に関係書類を添え、所轄地方局を経由して、別に定める期日までに知事に提出する。ただし、地方局の所轄区を超えて事業を実施する場合は、直接知事に提出できるものとする。

第 4 事業の承認

知事は、事業主体から事業実施計画承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業主体に対し承認通知を行うものとする。

第 5 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、第 4 により承認された後、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合は、あらかじめ指令前着手届（様式 2 号）を知事に提出しなければならない。

第 6 事業実施計画の重要な変更

(1) 次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書（様式 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- ①事業費の 30%を超える増減
- ②事業実施主体が導入する農業機械の種類の変更（型式等の変更は除く）
- ③事業実施主体の変更をしようとするとき
- ④その他、知事が必要と認めるとき

- (2) (1)の①において、適正に事業の算定が行われている場合であって、入札や見積合わせ等により生じた事業費の 30%を超える減である場合は、重要な変更とはしないものとする。

第7 県の助成

知事は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

第8 事業の確認

知事は、この事業の実績について、書類及び現地調査等によって確認するものとする。

第9 事業の実施

本事業の実施に当たっては、「農畜産業関係補助事業事務の取扱いについて」（平成24年2月17日付け23農政第1429号）に基づき、適正に執行しなければならない。ただし、1契約あたりの予定価格が80万円未満の場合についてはこれを適用しないが、事業主体が定める会計規則に基づき適切に実施することとし、随意契約を行う場合は、複数業者（2者以上）の見積もりを徴する等、適切な価格により契約すること。

第10 事業の審査

(1) 本 庁

事業の円滑かつ的確な実施を確保し、効果的な事業導入を図るため、地方局から進達のあった事業計画もしくは直接知事に提出のあった事業計画については、本庁において審査する。

(2) 地方局

事業の趣旨の徹底及び事業実施の指導等を行うとともに、事業計画書については、農業振興課が管内分を取りまとめ、進達する。

第11 その他

- (1) 事業主体は、本事業の助成を受けて機械の導入を行った事業実施主体に対し、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となる損害保険や農業保険法に基づく農業共済及び収入保険等への加入を促すものとする。
- (2) 本事業で整備した機械には、適切な方法（判別しやすい箇所に容易に消えない方法）により事業年度、事業名を表示すること。
- (3) この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は 令和7年4月1日から施行する。

- 2 この要領は、令和８年３月 31 日をもってその効力を失う。
- 3 令和８年３月 31 日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず同日後においても効力を有する。

別表（実施要領第 2 関係）

事業主体	市町
事業実施主体	認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者）、認定新規就農者（同法第 14 条 4 に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）、または年度内にこれら認定が確実な者であって、下記のいずれかの要件を満たす者 【事業実施主体の要件】 1 有機 JAS 認証事業者 2 エコえひめ農産物農薬・化学肥料不使用認証事業者 3 有機農業の計画でエコファーマー認定を受けた者 4 年度内に 1 か 2 の認証、または 3 の認定を受けることが確実な者
事業内容及び対象経費	有機農業面積拡大及び省力化に資する農業機械の導入を支援 【対象経費】 農業機械の導入経費 事例：乗用やラジコン草刈機、中耕除草機、堆肥散布機や運搬車等 注 1）原則新品に限る。 注 2）運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業以外の用途に使用可能な汎用性の高いものは原則対象としない。 ただし、農業経営において真に必要であり、使用頻度が高く導入後の適正な使用が確認できる場合には、この限りではない。
補助率	県は、事業実施主体の対象経費に対し、3 分の 1 以内の補助率で事業主体に当該額を補助する。
採択要件	事業実施主体は、3 年後（令和 10 年度）の有機農業取組面積の拡大目標を定めること。

注）県費補助金額は、千円未満は切り捨てること。

(様式 1 号) (実施要領第 3 関係)

令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業実施計画承認申請書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 ○○ ○○ 様

事業主体名
代表者職氏名

令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業実施要領第 3 に基づき、別記のとおり事業実施計画の承認を申請します。

(注) 別記に掲げる様式を添付すること

(様式2号)(実施要領第5関係)

令和7年度有機野菜等面積拡大支援事業指令前着手届

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

事業主体名
代表者職氏名

令和7年度有機野菜等面積拡大支援事業実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承のうえ指令前に着手したいので、令和7年度有機野菜等面積拡大支援事業実施要領第5の規定により、指令前着手届を提出します。

記

1 事業の内容

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日

2 指令前着手の理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

(様式 3 号) (実施要領第 6 関係)

令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業実施計画変更承認申請書

記 号 番 号
年 月 日

愛媛県知事 ○○ ○○ 様

事業主体名
代表者職氏名

令和○年○月○日付け 7 農産第○○号で事業実施計画承認の通知があった、令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業を別記のとおり変更したいので、令和 7 年度有機野菜等面積拡大支援事業実施要領第 6 の規定により、その承認を申請します。

(注) 別記に掲げる様式を添付すること。

この場合において、同様式中「現状と目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業の内容及び経費の配分の変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については、この限りではない。

また、添付書類については、計画書の提出の際に添付したものから変更があったものについては、その変更後のものを添付すること。

別記

令和7年度有機野菜等面積拡大支援事業 実施計画書

事業実施主体名	
---------	--

- 1 現状と事業の目的
(現状の課題を整理し目的の達成のため、取り組む内容の必要性等を記載)
[課題、改善策、事業効果等について]

2 事業計画

栽培品目	住所・機械の保管場所	有機農業取組 面積拡大目標	事業内容	規格、能力等	事業量	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
							県費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
		現在(令和7年度) a				円	円	円	円	(免税事業者等)
		目標(令和10年度) a								
合 計										

※備考欄には、免税事業者の場合は「免税事業者」、簡易課税事業者の場合は「簡易課税事業者」、課税事業者で消費税仕入控除税額を減額した場合は、「減額した金額〇〇〇円（消費税額）」等を記載

- 3 添付書類等
- (1) 機械の保管場所の地図
 - (2) 機械の見積書及びカタログ等
 - (3) 認定農業者であることを示す場合は、認定農業者認定証、経営改善計画書
 - (4) 認定新規就農者であることを示す場合は、認定新規就農者認定証、青年等就農計画
 - (5) 法人（農協を除く）は、定款
 - (6) 有機農業の実施を示す書類
(有機 JAS 認定の証明書、愛媛県特別栽培農産物等生産登録通知書と出荷認証申請書、エコファーマー認定書と環境負荷低減事業活動実施計画書等)
 - (7) その他、要件を満たすことが確認できる資料等